

平成 26 年第 1 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 平成 26 年 3 月 7 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成 26 年 3 月 7 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17 名）

議長	中 村 勤 君	副議長	慶 徳 宏 昭 君
1 番	小 菅 卷 子 君	2 番	中 井 元 信 君
3 番	繁 政 秀 子 君	4 番	益 田 芳 子 君
5 番	山 口 晃 司 君	6 番	上 原 貢 君
7 番	海 渡 弘 信 君	8 番	西 友 幸 君
11 番	山 西 忠 次 君	12 番	木 田 圭 司 君
13 番	力 山 彰 君	14 番	岩 竹 博 明 君
16 番	中 村 武 弘 君	17 番	梶 川 三樹夫 君
18 番	林 淳 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1 名）

15 番 加 島 久 行 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

- 4 町長報告
- ・行政報告
 - ・報告第 1 号 専決処分の報告について
 - ・報告第 2 号 専決処分の報告について
 - ・報告第 3 号 専決処分の報告について
- 5 報告第 4 号 専決処分の承認について
- 6 第 1 号議案 平成 25 年度府中町一般会計補正予算（第 5 号）
- 7 第 2 号議案 平成 25 年度府中町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 第 3 号議案 平成 25 年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 9 第 4 号議案 平成 25 年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 10 第 5 号議案 平成 25 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 11 第 15 号議案 府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について
- 12 第 18 号議案 府中町社会教育委員条例の一部改正について
- 13 第 20 号議案 教育委員会委員任命の同意について
- 14 第 21 号議案 監査委員選任の同意について
- 15 町長施政方針

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	和多利 義之 君
副 町	長	佐 藤 信 治 君
教 育	長	高 杉 良 知 君
企 画 財 政 部	長	高 石 寛 智 君
総 務 部	長	寺 尾 光 司 君
福 祉 保 健 部	長	末 釜 由紀夫 君
生 活 環 境 部	長	木 谷 賢 二 君
建 設 部	長	森 島 正 二 君
向洋駅周辺区画整理事務所	長	土 手 澄 治 君
消 防	長	中 村 克 司 君
教 育 部	長	林 健 三 君
総 務 部 次 長		谷 崎 文 男 君

福 祉 保 健 部 次 長	立 石 佳 之 君
生 活 環 境 部 次 長	梶 川 幸 正 君
建 設 部 次 長 兼 監 理 課 長	和 田 敏 信 君
建 設 部 次 長 兼 建 設 課 長	河 中 健 治 君
財 政 課 長	中 西 肇 君
職 員 課 長	榎 並 隆 浩 君
福 祉 課 長	新 見 公 平 君
保 険 年 金 課 長	金 川 秀 之 君
子 育 て 支 援 課 長	山 西 仁 子 君
環 境 課 長	池 口 豊 記 君
都 市 計 画 課 長	脇 本 哲 也 君
下 水 道 課 長	三 浦 和 治 君
補 償 課 長	金 光 一 隆 君
総 務 課 長 (教 委)	森 本 雅 生 君
社 会 教 育 課 長	中 野 真 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のために会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 花 田 智 史 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

(開会 午前 ９時３０分)

○議長（中村 勤君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員１６名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成２６年第１回府中町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村 勤君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、７番 海渡議員、８番 西議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村 勤君） 日程第２、会期の決定についてを議題に供します。

今定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。

それでは、お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から３月１７日までの１１日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議ないようでございますので、今定例会の会期は、本日から３月１７日までの１１日間と決定いたしました。

なお、工事契約等の追加議案が１７日までに準備できない場合は、最終日に会期の延長をお願いすると思っておりますので、承知しておいていただきたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村 勤君） 日程第３、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

昨年の１２月２４日及び本年２月２６日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、出席をいたしております。

１２月２４日の定例会では、平成２４年度各会計歳入歳出決算の認定、それから平成２５年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の３件が議題となり、原案どおり決しております。

続いて、２月２６日の定例会ですが、議題としては、組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてと、平成２６年度一般会計予算、同じく特別会計予算についての３件でありました。この件につきましても、原案どおり決しております。

次に、１月１４日に広島県町議会議長会の定例議長会に出席しております。

議題としましては、平成２５年度広島県自治功労者等表彰及び広報コンクールについてと、平成２５年度海外行政調査視察について、審議を行い、原案どおり決しております。

続いて、２月４日、府中坂地区水道整備協議会に出席いたしました。

内容は、平成２６年度広島市水道事業会計予算案の概要についての報告と、協議事項として、平成２６年度府中坂地区水道施設整備計画についての２件でした。

このうち、府中地区水道施設整備計画につきましては、基幹施設整備として上水配水施設の統廃合事業を、新設工事として向洋駅周辺土地区画整理事業地域の配水管新設工事を、老朽施設対策として施設更新や改良などが計画されております。

最後になりますが、２月２０日に広島県町議会議長会開催の平成２５年度自治功労者等の表彰式並びに議員研修会が開催されました。これについては、皆さんも参加されておられますので、報告は省略させていただきます。

なお、各報告事項につきましては、理事者側も出席された会議がありますので、重ねて詳細な報告があると思いますが、資料につきましては、事務局にもございますので、参考にしていただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、中村武弘委員長、お願いします。

○１６番（中村武弘君） 皆さんおはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

昨年１２月定例議会以降、１月２３日に委員会、２月２４日に委員会並びに協議会を開催しております。

１月２３日の委員会では、校舎その他の施設設備に関する事務調査ということで、府中中学校の天井スラブコンクリート剥落箇所の現地踏査を実施いたしました。

踏査ということで、剥落箇所並びに屋上等の防水状況を確認いたしました。

議員の皆さんには各常任委員会での町長報告のとおりでございますが、委員会の現地踏査時点では、天井部分につきましては、４階中央棟の多目的教室の一部について剥落部分が確認されましたが、ほかの部分については、大きな損傷部分は見受けられませんでした。屋上につきましては、目視ではございますが、防水機能が低下しているように感じられました。委員からは、日ごろからの維持管理体制の必要性の意見が出されました。

次に、２月２４日の委員会並びに協議会につきましては、委員会では、行政視察の時期について協議し、協議会では、３月定例議会に向けた案件の概要説明を受けてお

ります。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 次に、厚生委員会、梶川委員長、お願いします。

○17番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

厚生委員会では、12月定例会以降、2月26日に委員会及び協議会を開催いたしました。

協議会では、今定例会へ提出予定の案件についての説明を受けました。

また、委員会では、行政視察の日程を協議いたしました。

なお、12月定例会以降、本委員会へ付託された案件はございません。

以上、簡単ですが、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 建設委員会、木田委員長、お願いします。

○12番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。建設委員会から報告をさせていただきます。

昨年の12月定例会以降は、2月25日に建設事業に関する事務調査ということで、工事請負変更契約の締結についての報告を受けた後、新年度の行政視察について話し合いをいたしました。

また、定例会前の委員会ということで、一部協議会に切りかえて、この定例会の案件の概要などをお聞きしております。

なお、12月定例会以降、当委員会へ付託された案件はございません。

以上、簡単ですが、建設委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 議会運営委員会、益田委員長、お願いします。

○4番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、3月5日に議会運営委員会を開催しております。

今定例会の運営についてということで、12月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

また、議長から諮問のあった府中町議会議員定数条例の一部改正について、今後の対応を協議いたしました。

議員定数に関しては、議員の身分に関するものであり、議運としましては、まずは

判断材料となる資料を事務局にお願いしたところであります。今後、その資料も参考にし、さらに議運において対応を協議していきたいと思っております。

次に、今後の議会運営について、2点ほど協議しました。

1点目は、代表監査委員が選任された場合ですが、監査委員は他の委員会、教育委員会、選挙管理委員会などのような合議制の機関ではなく、各委員が単独で職務を執行することができる行政機関であることから、代表監査委員におきましては、任命後の最初の本会議、または再任においては、選任同意後に御挨拶をいただくということをお願いをいたしました。

2点目は、後期高齢者医療広域連合議会の結果報告についてです。現在は、このことについて本町議会への報告がされておりませんが、このたびは保険料の値上げ等、町民生活にかかわる案件がございましたので、定例会において町長報告の中でお願いするということになりました。

今後についてですが、議員全員の中から選挙により選出された議員により、改正後の9月定例会から報告を受けるということを確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 議会報特別委員会、山口委員長、お願いいたします。

○5番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

12月定例会以降、議会報特別員会は1月16日、21日と昨日の3月6日の3回開催しております。

1月16日の委員会では、議会だより第132号の編集として、原稿校正と写真調整を行いました。

1月21日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行い、発行前の調整を行っております。

なお、委員の中から、本会議における各議員の議案の賛否状況の一覧を掲載したらどうかという意見があったため、この日の委員会で検討しております。議員の皆さんには、この後の議員共済会の場をおかりして御相談させていただきたいと思っております。

昨日の委員会においては、この定例会の内容をお知らせする議会だより第133号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

以上、議会報特別委員会の報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村 勤君） 次に、監査報告をお願いします。

林監査委員。

○18番（林 淳君） 監査委員の林です。それでは、監査委員報告を行います。

監査は、府中町代表監査委員竹中敏幸並びに監査委員林淳の両名が実施いたしました。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成25年11月分を平成25年12月19日に、平成25年12月分を平成26年1月15日に、平成26年1月分を平成26年2月17日に実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、平成25年度第3期定期監査として、平成25年11月1日から12月26日まで、向洋駅周辺区画整理事務所補償課、教育委員会総務課、府中東小学校、府中北小学校及び消防本部予防課を対象に実施いたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出し調査したところ、平成25年度に属する財務に関する事務は、適正に処理されていきました。

以上で監査委員報告を終わります。

○議長（中村 勤君） 以上で、全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 議会にかかわることで、1つ、広報コンクールのことなんですが、今回その広報の担当の先生が病気で欠席をされておりました。長いことこの先生がずっと広報の担当をされてきたんですが、もうええかげんにかわってもらったらいいのではないかと、私は思っているんですが、そのような話は出たか出ないのか。もし、出なかったんなら、どこかでそういうような意見があったということをもってもらっておく必要があると思います。もうあの先生長いですから、あの先生でないほうが府中町の広報はいいところに行くんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村 勤君） お答えします。

ありませんでした、話は。ありませんでしたが、何かの場でそれを申し述べてくれという御意見だったと今思いますので、それを受けまして、私、議長会の席で申し上げます。お約束いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） それでは、総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第４に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。再開は１０時といたします。休憩。

（休憩 午前 ９時５４分）

（再開 午前１０時００分）

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 皆さん、おはようございます。本日から平成２６年度の３月定例議会、先ほど日程を１７日までの暦日で１１日間と決定をいただきました。

委員会でも申し上げたところでありますが、議題については、町長報告を３件と言いましたが、１点ほどふやさせていただくということと、もう一つは、追加議案の話委員会でしたしましたが、大変心配をしておりました中央小学校、さらに南小学校の本校舎の発注が無事になったということで、会期中に予定どおり追加、もう一点消防の関係がありましたが、それを全部合わせますと３２議題、こういうことになります。大変たくさんの議題が今回ありますが、ひとつよろしく御審議方をお願いをしておきいと、このように思います。

それでは、早速でございますが、町長報告ということで、４点ほど報告をさせていただきますと、このように思います。

まず、最初に、平成２５年１２月２４日に、平成２５年第２回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催をされ出席をいただきました。議題は３件でございます。

まず１件目が、平成２４年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算の認定でございます。

まず、一般会計、これはし尿処理ということですが、歳入が５億３，９００万円で、歳出が５億１，１００万円、差し引き２，８００万円が剰余金でございます。

次に、特別会計、これはごみの処理でございますが、歳入が１１億５，８００万円、歳出が１１億６００万円で、差し引き５，１００万円が剰余金になっております。

各会計とも歳出面でより一層の経費節減に努めたことなどから、前年度に引き続き黒字決算となったと、こういうことでございます。

２件目と３件目が平成２５年度一般会計及び特別会計の補正予算ですが、平成２４年度の決算剰余金の繰越金を受け、それに伴い、市町の負担の軽減を行うものですが、府中町分の負担金は、２会計合わせて１，６５４万円の減額となりました。一般会計が３１３万４，０００円、特別会計が１，３４０万６，０００円ということで

ございます。全て原案のとおり認定あるいは可決をさせていただきました。

続いて、2点目ですが、平成26年2月26日に、平成26年第1回の同組合定例会が開催をされ出席をいたしました。

まず1件目が、管理者の専決処分事項の指定についての一部訂正です。広島県市町職員退職手当組合が広島県市町村公務災害補償組合を統合したことに伴い、各項中の名称等の一部を改正するものでございます。本件についても原案を可決をさせていただいたということでございます。

2件目ですが、平成26年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法については、従来どおりの算式ということでございますが、負担金で言いますと、一般会計が9,500万円、それから特別会計、ごみが3億3,000万円、合わせて負担金が4億3,000万円と、こういうことでございます。後ほど若干ふえた要因は、報告の中で申し上げるということにいたしたいと思います。

3件目が、平成26年度一般会計予算ですが、歳入歳出それぞれ5億8,100万円で、昨年度比4,400万円の増ということになります。

増額の主な要因といたしましては、し尿処理施設の修繕料と、同施設及び組合管理棟の耐震診断実施による委託料が計上されておるものが通常年より多いと、こういうことでございます。

それから、4件目が平成26年度特別会計予算ですが、歳入歳出それぞれ12億1,200万円で、昨年度比2,700万円の増となります。

増額の主な要因といたしましては、ごみ処理施設の法定点検、いわゆるボイラー、それからタービン、これの2年ごとの点検の年に当たるということで、同施設の延命化を図るための長寿命化工事発注仕様書等作成業務による委託料を計上しておられると、こういうことでございます。そういうことが増になった要因ということでございます。

審議の結果、全てにおいて原案のとおり可決させていただきました。

ここで安芸クリーンセンターの長寿命化計画について御説明をいたします。

同施設は、平成14年12月の供用開始以来、順調に稼働しているところでございますが、平成29年11月には期間満了を迎えることになります。今後につきましては、施設の有効利用をなお一層促進するとともに、施設機能の効率的な維持管理を図り、期間満了後も引き続き運転稼働を継続させることが、経費節減や地球温暖化対策

を図る上で総合的に適切であると判断をされたと。要するに、１５年間ですが、もう一回１５年ほど延命化を図って、坂町が担ってあげましょと、こういうことだというふうに御理解をいただければよいと思います。

また、長寿命化計画の工程を申し上げますと、今年度に計画を策定、２６年度に工事の発注仕様書等作成、２７年から長寿命化工事に着手、３年目の２９年度末、工事完了を目指す、こういうことになっております。

３点目でございますが、平成２６年２月４日に平成２５年度第２回府中坂地区水道協議会が広島市水道局で開催され、出席をいたしました。

まず１件目は、平成２６年度広島市水道会計予算案の報告ですが、収益的収支と資本的収支を合わせた予算規模は４６７億４，０００万円で、前年度に比べ７４億３，８００万円増加をしております。

増額の主な要因といたしましては、平成２６年度から地方公営企業会計制度の見直しに伴い、退職給与引当金の引き当てが義務づけられたため、これを一括計上したものであるということでございます。

また、平成２６年度の利益剰余金は、５６億６，７００万円を確保する見込みということでございます。

２件目は、平成２６年度府中坂地区水道施設整備計画についてですが、府中浄水場の給水系統切りかえの施設整備計画等、基幹施設の整備などで、総事業費は１６億５，０００万円の投資をしていただくことになっております。例年ですと、大体２億円前後の投資ですが、ちょうど新しい施設をつくつとるものですから、極めて大きな金額になっておるということでございます。

工事内容につきましては、整備計画書を皆さん方のお手元に例会どおり配付をさせていただいておりますので、ごらんをいただきたい、このように思います。

それから、もう一点でございますが、後期高齢者医療保険制度保険料の改定についてと、こういうことでございますが、本件については、行政のほうから理事が出ておるわけではないんですが、どうも委員会の中で、料金が改定されたにもかかわらず、報告はないじゃないかと、こういう御指摘を頂戴いたしましたので、今回は本会議で報告をいたしますが、今後においては委員会の中で報告ができたならと、このように考えておるものであるということもつけ加えておきたいと、このように思います。

広島県内の各市町議会議員から選出された議員で構成される広島県後期高齢者医療

広域連合議会が平成２６年２月１４日に開催され、保険料率改定の議案が可決された旨、広域連合から町に報告がされていると、こういう内容を報告させていただくと、こういうことでございます。

後期高齢者医療制度では、給付費全体に対して１割を高齢者自身の保険料で賄うこととされております。残りの９割のうち４割を現役世代からの支援、５割を公費で賄うことになっておりますが、この１割部分について、２年に１度改定をされ、平成２６年度がその時期になっておるということでございます。

新保険料率算定に際しては、今後２年間の被保険者数の増加、１人当たり医療給付費の伸びを見込んだ上で、国の示した基準に基づいて算定が行われております。また、保険料増加を抑制するため、広域連合剰余金及び財政安定化基金を活用し、上昇幅を抑えたというふうに言われております。

改定保険料は、均等割額が現行の４万３，７３５円から４万４，０３２円と２９７円の増、所得割率は現行の８．３５％から８．４３％と０．８ポイントの増となっております。賦課限度額は国の制度改正に伴い、現行の５５万円から２万円引き上げられ５７万円となっております。また、低所得者対策として、均等割軽減対象者の拡大措置が講じられております。保険料の引き上げ改定が行われましたが、軽減対象者もふえることから、１人当たりの平均保険料は現行の６万７，７００円から８９８円下がり、６万６，８１１円になると見込まれておるということでございます。

以上、４点の報告でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ただいまの行政報告に対し質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第１号、専決処分の報告について、お願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第１号 平成２６年３月７日提出。

専決処分の報告について。

府中重度心身障害者介護手当支給条例及び府中町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、平成２６年２月１０日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項

の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 福祉保健部長でございます。

報告第1号、専決処分の報告について、補足して説明をさせていただきます。

国におきまして、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が平成25年4月1日から施行され、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたところですが、この法律の中で障害支援区分の創設や障害福祉サービス体系の一部変更については、平成26年4月1日からの施行とされております。この法改正に伴いまして、関係いたします2つの町条例の中に引用する条番号等及び語句の改正を行う必要が生じたものでございます。

改正内容について御説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

まず、府中町重度心身障害者介護手当支給条例では、第4条第3項第2号中の「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めております。これは法律の中で項番号の繰り上げがあったことによるものでございます。

次に、府中町障害程度区分認定等審査会の委員の定数を定める条例でございますが、条例の題名、及び第1条中の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めております。これは法律の中で障害程度区分が障害支援区分に改められたことによるものでございます。

改正条例の施行日は平成26年4月1日としております。

本件条例改正を専決処分させていただいた理由でございますが、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第1項で規定されております法令の改廃に伴い引用する条番号等、もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を

伴わない条例を定めることに該当する事項であることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただき、同条第2項の規定により、本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分を行った日は平成26年2月10日でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

続いて、報告第2号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第2号 平成26年3月7日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細につきましては、建設部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 報告第2号、専決処分の報告について、補足説明をさせていただきます。

本件事故は、平成25年11月5日、午前11時45分ごろ、町道石井城24号線、石井城一丁目9番5号の地先において発生をいたしました。

状況といたしましては、被害者が自転車で当該町道を東方向に進行している際、路上のグレーチングを通過時に当グレーチングと受け枠とのすき間に前輪タイヤが挟まって走行不能となり、バランスを崩して転倒したことにより、自転車部品を損傷させたものでございます。

事故の原因といたしまして、グレーチング受け枠の内寸法が、縦が710ミリ、横が500ミリのところ、グレーチング本体の寸法は縦が700ミリ、横が460ミリでつくられており、開閉式ふたの軸部分に数十ミリの遊びがあることから、ふたが受け枠の中心からずれて、25ミリほどのすき間が生じていたものでございます。

今般の事故被害者の乗っておられた自転車は、一般的なタイヤ幅約35ミリ程度のタイヤではなく、タイヤ幅25ミリの幅の細いタイヤが使用されており、このすき間にタイヤが挟まったものでございます。

事故直後の対応につきまして、早急にグレーチングのすき間部分に木材等を挟みすき間を埋めるとともに、グレーチングの遊びを固定し、同路線上の同様の構造をしているグレーチングを全て調査し、安全確認を行っております。

損害賠償の額としましては、12万8,647円であり、内訳は全額が自転車の修繕にかかわる費用でございます。

なお、事故によって軽度のすり傷のけがを負いましたが、病院での治療を行わず、自然治癒しているため、自転車の物損修繕費用の実負担額のみで示談をしたものでございます。

また、この損害賠償金は、当町が契約しております全国町村会総合賠償補償保険にて補償金を支払いを行っております。

債権者は、府中町みくまり二丁目5番11-205号の松本俊一氏でございます。

本件の専決処分日は、平成25年12月25日です。

日ごろから道路管理につきましては、定期的なパトロール、議員の皆様、住民等からの通報により、限られた予算ではございますが、精いっぱい対応すべく緊急修繕を重ねてきてまいりましたが、今回このような事故があったことにつきましては、大変残念な事案であり、今後ともより一層、町道の安全で適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

今回の事故車両は、一般的に普及しているタイヤ幅と比べて細い幅のタイヤを使用した自転車でありました。このことから、多様化した道路利用者の車両等に対応すべく、従前の道路点検に加えて、グレーチングの本体、受け枠といった一体的な構造物について、道路上の同様の構造物にかかわるすき間の点検を行いました。

具体的には、建設部内部におきまして全課で体制をつくりまして、町道全路線の緊急点検を行いました。点検結果といたしまして、同様の構造となっているグレーチン

グの設置箇所数が約 1 万カ所のうち、修繕対策が必要なものが 73カ所、経過観察するものが 31カ所ありました。修繕対策が必要なものにつきましては、至急改善に取りかかり、73カ所全ての不具合箇所の修繕対策を完了しております。

今後においては、今回の緊急点検にて発見した経過観察箇所を含め、パトロール体制の強化も考え、このような事故が起こらないよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○議長（中村 勤君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

3 番繁政議員。

○3 番（繁政秀子君） 後処理もきちっとされて、全部 1 万カ所回られて、73カ所、きれいにちゃんと直されたという立派なもんですね、本当に。1 点だけお聞きしたいのは、この松本さんは何歳ぐらいの人なのか。今のように細い自転車に乗っての人だから、若いのかなと思うんですが、年配の人でも乗られるのかなと思ひまして。一応何歳ぐらいの人か教えてもらいたいと思います。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 3 番繁政議員からの御質問でございます。

大変申しわけありませんが、実際に会って話はしてるんですが、年齢はお聞きをしてないということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 10 番慶徳議員。

○10 番（慶徳宏昭君） すいません。要するに、グレーチングと、グレーチングの枠の間が通常考えとるより広過ぎて、そこにタイヤがはまったということですよね。ということになれば、これは経年変化で枠が広がったんか、グレーチングの枠が、もともと既製品としてそういうグレーチング及び枠をつけられていたのか、ここらはどうなんでしょうか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 10 番慶徳議員からの御質問でございます。

これにつきましては、外枠、受け枠とグレーチングが軸によって片側が固定をされておりまして、その軸部分が緩んで多少すき間が広がってるということでございます。ですから、通常のタイヤですと、そこへはまるようなことはないんですが、それが多少緩んでいたために、それが２５ミリ、２６ミリ、ちょうどたまたまそこへすっぽりはまったと、ちょうど対向車から車が来たために、ちょうど一番左側へ寄ったときに、そこへはまってしまったということでございます。

それと、先ほど３番繁政議員からの御質問でございました。失礼しました。私は実際に聞いてないんですが、担当はちゃんと把握しております。この方は４７歳ということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） １６番中村武弘議員。

○１６番（中村武弘君） ちょっとこれ確認ですけど、今の説明では、タイヤ幅は、普通は３５ミリのが２５ミリのタイヤ幅であった。すき間も２５ミリのすき間だった。数字で言うたら２５と２５じゃ入らん。どっちかが狭いか広いかにならんと入らんはずなんですが、それじゃあ説明がおかしいんじゃないんですか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） １６番中村武弘議員の質問でございます。

これ２５ミリということですが、先ほど申しましたように、軸部分のねじが緩んでいたために、それが２５ミリ多少、２５以上から３５の間なんですが、そのすき間ができていたということでございます。

ですから、通常ぴしっとねじがとまっておれば、２５ですから少々のことでは入らないんですが、たまたまそこが多少すき間が多くあいていたということで、その部分にタイヤがはまったというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） １６番中村武弘議員。

○１６番（中村武弘君） という話になりますと、さっき修理したのが７３カ所で、今もう見るというんですか、約１００カ所は全部古いタイプで、ねじが緩む可能性があるということ。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） この73カ所ですか、これ修繕をしておりますて、まだ経過観察が31カ所ということでございます。これにつきましては、そういうねじの部分と同時に、やはりグレーチングと同時に、鉄板等で接続している部分等があって、その辺が多少そういうすき間を、あれでも車両が通行したときにそういうあきといたしますか、すき間が出てくるのではないかというような心配もございますので、これについては、もう少しちょっと時間を見て経過を観察をして、当然パトロール時には、当然またそのときには点検をし、もし幅が大きくすき間が出るようであれば、当然その部分を含めて修理をしていきたいと。ですから、そういうグレーチングと一体となっているそういう構造物等もありますので、そこら辺もあわせて今回は全部調べてみたということでございまして、グレーチングの部分もありますし、そのほかの附属物もあるということでございますので、それらも含めて31カ所については、今後経過を見ながら、もうしばらくすれば、もう完全にやりかえるという形で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） 73カ所の部分は木片を詰めたという話ですけど、これは応急修理ですか、それとも、正直言うて、木片というか木はある程度たてば縮んだり伸びたりするんですから、また飛び出る可能性があるはずなんですよ。そしたら同じような事故がまた出てくる。だから、そりゃあ大変だろうと思うんですけど、今の73カ所のグレーチングというのはいずれやりかえるんですか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 16番中村武弘議員からの御質問です。

これについては、木片というのは、今議員がおっしゃいましたように、雨等が降れば、時間がたてば朽ちてきますので、これについて今応急処理で当然その木片を挟んでおるといところでございます。それで、時間がたてば、当然これ朽ちてきますので、その際にまたグレーチング等がまた緩んだり、また摩耗等しておれば、そのグレーチングについては取りかえさせていただきたいということでございます。

それと、グレーチングの周りもコンクリートのアスファルトがはがれて、そういう

段差が出てきてる部分もありますので、その辺につきましても、同時にレミファルト、アスファルトをかまして補修して、すき間が、そういうタイヤが挟まるようなすき間ができないような形で今後も見守っていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ほかに。

2 番中井議員。

○2 番（中井元信君） 今回のケースはたまたま自転車が挟まったというようなケースなんですが、グレーチングを介しての事故というのは、またほかにもあると思うんですね。転倒してしまうとか、雨の日にすべりやすいとか、特に傾斜地ではそういった事例があると思います。だから、今後やはりそういったことも含めて、都市化が進めば進むほど、まず今までは側溝であったものがグレーチング化されて、すごく道の幅も広がって交通の便はよくなるんですけども、それだけやはり危険な部分も出てくるということで、今後整備に当たっては、今はグレーチングもかなり進化しておって、つい最近ですが、そういった要望の中で滑りにくいグレーチングにかえていただけないだろうかということで、かえた箇所がございました。そういったことも含めて、これからやはり地形なりなんなり、いろんなものを考えながら整備をしていただきたいということをお願いしたいと思います。要望ですけども、よろしくお願いします。

○議長（中村 勤君） 17 番梶川議員。

○17 番（梶川三樹夫君） ちょっと聞き逃したかもしれないんですけども、受け枠とグレーチングとの間は幾らに、何ミリにしないといけないとかいう法的なものがあるんでしょうか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 17 番梶川議員にお答えいたします。

先ほど申しましたように、これはグレーチングは J I S 規格で一応基準が決まっております。先ほど申しましたように、受け枠の内寸法が 7 1 0 ミリの 5 0 0 ミリということです。それと、グレーチング、先ほど言いましたように、内枠が 7 1 0 ミリの 5 0 0 ミリ、それとグレーチング本体のほうは 7 0 0 ミリの 4 6 0 ミリということで決まっております。ですから、多少遊びがないと受け枠の中へ本体グレーチングがはまらないということがありますので、長さ的には 1 0 ミリの長さ、それと横で言い

ますと、先ほど言いましたように、５００ミリに対して４６０ミリの本体ということで、２ミリ、２ミリの余裕は持たれておるということです。２０ミリ、２０ミリは余裕はあるということです。ですから、２０ミリ以下のまたタイヤということになりますと、またその辺もはまってくる可能性はあるということになるんですが、今のところこれＪＩＳ規格で決まったそういうグレーチングになっておりますので、これを町としても使用しておると、全路線基本的にはこのグレーチングを使用しておるというところでございます。

それと、あと、今後において、先ほど出ましたが、滑りどめのグレーチングとか、そういうなんもありますので、これらについてもまた新しくなれば、また寸法等も変わってくる部分もありますので、それらについては新設道路等に対してはなるべくそういう滑りどめのグレーチングを施工していくということも１つ考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第２号、専決処分の報告についてを終わります。

続いて、報告第３号、専決処分の報告について、お願いします。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第３号 平成２６年３月７日提出。

専決処分の報告について。

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、平成２６年１月３０日に別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございますが、総務部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） それでは、報告第3号、専決処分の報告について補足して御説明をいたします。

最終ページに参考資料をつけさせていただいております。ごらんください。

このたびの専決処分は、広島県市町総合事務組合で共同処理する事務のうち、非常勤職員に係る公務災害補償事務等に竹原市を加えるため、広島県市町総合事務組合規約の変更を行うというものでございます。

竹原市はこれまで独自に学校医や消防団員等の非常勤職員の公務災害補償事務を行ってまいりましたが、広島県市町総合事務組合に加入することで共同処理し、事務の効率化を図るため、このたび申請されたということでございます。

専決処分の具体的な内容でございますが、広島県市町総合事務組合規約別表第2に記載の公務災害補償等の事務について、構成市町一部事務組合等の団体に竹原市を加えるという規約変更を行うというものでございます。

専決処分の理由ですが、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定についての第4項に規定する広島県市町総合事務組合を構成する市町一部事務組合及び広域連合の数の増減及びこれに係る当該組合規約中、別表1及び別表2の市町名、一部事務組合名、及び広域連合名を増減することに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきまして、同条第2項の規定により本議会に報告をさせていただくものでございます。

専決処分年月日は、平成26年1月30日でございます。

施行期日は、平成26年4月1日としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないようでございますので、報告第3号、専決処分の報告についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 続いて、日程第5、報告第4号、専決処分の承認についてを議題に供します。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第４号 平成２６年３月７日提出。

専決処分の承認について。

平成２５年度府中町一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成２６年１月２４日に次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございますが、企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。

報告第４号、専決処分の承認についてを補足して説明いたします。

平成２５年度府中町一般会計補正予算（第４号）につきましては、特に緊急を要したため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき平成２６年１月２４日に専決処分を行っております。

次のページをごらんください。

本補正は、款 土木費、項 道路橋りょう費の補助街路整備事業１，８００万円の繰越明許です。これは国庫補助を受けて実施する町道清水ケ丘桜ケ丘線道路改良工事で、昨年１１月に入札不調となりましたが、地元の早期実施要望や、渇水期に行う工事内容で、ことしの梅雨時期までに工事完了させるために工事発注を急ぐ必要があることから、繰越明許費の専決処分を行ったものです。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） ないということでございますので、お諮りします。

日程第5、報告第4号、専決処分の承認について、承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第4号、専決処分の承認については、承認することと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) ここで休憩をしたいと思います。11時に再開したいと思います。休憩。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前11時00分)

○議長(中村 勤君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第6、第1号議案、平成25年度府中町一般会計補正予算(第5号)についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第1号議案 平成26年3月7日提出。

平成25年度府中町一般会計補正予算(第5号)

平成25年度府中町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,734万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億7,196万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」によ



る。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第1号議案、平成25年度府中町一般会計補正予算（第5号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

11ページをお開きください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金は、歳出の民生費、障害福祉サービス事業の介護給付費等が当初の見込みを上回るため、1,361万円を増額補正するものです。

次に、保育所運営費負担金は、私立保育所への入所児童数の増加等による歳出の民生費、私立保育所保育運営委託事業の増額補正に伴い、2,690万6,000円を増額補正するものです。

次に、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、障害者総合支援事業費補助金は、障害者自立支援法の改正に伴う障害者自立支援給付支払等システム改修に係る補助金254万6,000円を増額補正するものです。

昨年12月の議会で平成26年度までの債務負担行為として追加した自立支援システム修正委託料347万円に対して、国の障害者総合支援事業費補助金交付要綱の一部が改正され、障害者自立支援給付支払等システム事業として、今年度に2分の1の国庫補助金が交付されることとなったため、今回、本補助金を補正計上するとともに、歳出において民生費障害福祉サービス事業に自立支援システム修正委託料を補正計上し、それに伴い、債務負担行為を廃止するものです。

次に、目 教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は、国の補正予算に伴い、中央小学校改築事業の増額補正に係る補助金3,601万4,000円を増額補正す

るものです。

次に、款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金は、国庫負担金と同様に、民生費障害福祉サービス事業の介護給付費等が当初の見込みを上回るため、680万5,000円を増額補正するものです。

次に、保育所運営費負担金は、国庫負担金と同様に、私立保育所への入所児童数の増加等により、民生費私立保育所保育運営委託事業の増額補正に伴い、1,345万3,000円増額補正するものです。

12ページです。

款 県補助金、目 民生費県補助金、安心こども基金地域子育て創生事業交付金は、歳出の民生費児童虐待防止対策事業において、児童虐待対策強化の環境整備を行うため、追加交付を受ける43万6,000円を増額補正するものです。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を財政調整積立基金からの繰入金で対処するもので、1億67万8,000円を増額補正するものです。

次に、款 町債、項 町債、目 教育債、府中中央小学校施設耐震化事業債は、国の補正予算に伴い増額した歳出の教育費、小学校施設耐震化事業に対して、全国防災事業債及び緊急防災減災事業債を活用するもので、6,690万円を増額補正するものです。

13ページからは歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 人事管理費、職員給与費事業人事管理費は、今年度中に中途退職者が見込まれ、退職手当額が当初予算を上回る見込みとなるため、退職手当4,508万6,000円を増額補正するものです。

なお、本年度中の定年退職者は11名、中途退職者が5名の見込みです。

次に、目 諸費、過誤納還付金事業は、平成24年度に概算交付を受けた国、県の保育所運営費負担金、国のがん検診推進事業補助金、県の健康増進事業費補助金及び福祉医療費公費負担事業補助金のひとり親家庭等医療費分に、精算に伴う返還金が生じたため、保育所運営費の国分2,646万2,000円、県分1,323万1,000円、がん検診分1,100万1,000円、健康増進事業分62万3,000円、ひとり親家庭等医療分62万9,000円の合計4,204万6,000円を増額補正するものです。

14 ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計において介護報酬改定に伴うシステム改修費用と、保険給付費に不足が生じたことによる増額補正に伴い、その町負担分2,782万1,000円を増額補正とするものです。

次に、国民健康保険特別会計繰出金事業は、国民健康保険特別会計においてシステム改修に係る経費の増額補正に伴い、必要一般財源として繰出金99万8,000円を増額補正するものです。

次に、目 老人福祉費、後期高齢者医療療養給付費負担金事業は、今年度の広島県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の確定により、3,400万9,000円を減額補正するものです。

次に、目 障害福祉費、障害福祉サービス事業は、障害者自立支援法の改正に伴う自立支援システム修正委託料は、障害者総合支援法改正により、厚生労働省から無償配布される障害支援区分の判定ソフトを町の福祉システムと連携させるための修正経費347万4,000円と、新たに利用者負担に係る多子軽減措置対応によるシステム改修経費162万円を加算し、509万4,000円、及び介護給付費等の利用者数や利用日数の増加による不足見込み2,722万1,000円の合計3,231万5,000円を増額補正するものです。

なお、歳入のところでも申しましたが、自立支援システム修正委託料につきましては、12月議会で債務負担行為補正を行いました。国の障害者総合支援事業費補助金交付要綱の一部改正が行われ、今年度に障害者自立支援給付支払等システム事業として、2分の1の国庫補助金が交付されることになったため、今回歳入に補助金を補正計上するとともに、債務負担行為を廃止するものです。

15 ページです。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、児童虐待防止対策強化事業は、児童虐待対策強化の環境改善事業として、補助率10分の10の安心こども基金地域子育て創生事業交付金を受け、移動用のスクーター及び記録用のICレコーダー等の業務用備品購入費43万6,000円を増額補正するものです。

次に、目 保育所費、私立保育所保育運営委託事業は、私立保育所への入所児童数の増加等により、保育所運営委託料6,612万8,000円を増額補正するもので

す。

16 ページです。

款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費、広域ごみ処理施設管理運営費負担金事業は、平成24年度の安芸地区衛生施設管理組合の決算剰余金の確定に伴い、今年度の安芸地区衛生施設管理組合負担金1,340万6,000円を減額補正するものです。

次に、目 し尿処理費、広域し尿処理施設運営費負担金事業は、平成24年度の安芸地区衛生施設管理組合の決算剰余金の確定に伴い、今年度の同組合への負担金313万4,000円を減額補正するものです。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費、小学校施設耐震化事業は、国の補正に伴い、中央小学校校舎改築事業の今年度分工事費等を増額補正するもので、校舎改築工事費9,968万6,000円及び工事監理委託料338万1,000円の合計1億306万7,000円を増額補正するものです。

なお、本補正により、平成28年度までの債務負担行為の限度額から同額をそれぞれ減額いたします。また、今年度内の完了が見込まれないため、繰越明許費にも計上しております。

次に、戻っていただきまして、3ページをお開きください。

3ページは繰越明許費補正です。4つの事業の繰越明許費の追加をするものです。

まず、款 民生費、項 社会福祉費、障害福祉サービス事業は、509万4,000円の繰り越しです。これは障害者自立支援法の改正に伴う自立支援システム修正委託料で、12月議会で債務負担行為補正を行いました。国の補助金交付要綱の一部改正が行われ、障害者自立支援給付支払等システム事業として、今年度に2分の1の国庫補助が交付されることとなり、本補正に計上しておりますが、今年度中にシステム改修が完了しない見込みであるため、繰越明許費とするものです。

なお、昨年12月に補正計上しました債務負担行為は廃止といたします。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、橋りょう長寿命化事業は、386万7,000円の繰り越しです。橋りょうの老朽化対策のため、平成26年度から実施する長寿命化補修工事に係る設計業務委託について、入札不調により年度内に業務が完了しない見込みであるため、繰越明許費とするものです。

次に、項 都市計画費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、8,386万

7, 000円の繰り越しです。これは物件移転交渉において、一部年度内に建物移転が完了しない見込みであるため、物件移転費等補償費を繰越明許費とするものです。

次に、県施行街路事業負担金事業は、1, 421万5, 000円の繰り越しです。これは県施行の大洲橋青崎線及び青崎池尻線の街路事業が、工事の遅れ及び用地交渉の難航により、年度内に完了しない見込みであるため、地元負担金について繰り越しとするものです。

次に、4ページです。

4ページは繰越明許費の変更としまして、款 教育費、項 小学校費、小学校施設耐震化事業は、繰越額を1億6, 606万1, 000円から、3億8, 927万8, 000円へ2億2, 321万7, 000円増額するものです。これは補正前の南小学校校舎耐震化事業分1億6, 606万1, 000円に、国の補正予算に伴い増額補正した中央小学校改築事業分2億2, 321万7, 000円の年度内完了が見込めないため、繰越額を増額するものです。

5ページは債務負担行為補正です。

債務負担行為の追加としまして、地区センター管理運営委託料は、東地区センター、総社会館及び鶴江地区センターの管理運営を指定管理者に行わせるため、今年度内に協定を締結する必要がある、債務負担行為とするものです。期間は平成25年度から30年度で、債務を負う限度額は2, 797万5, 000円です。

次に、向洋駅周辺土地区画整理事業に伴う府中町土地開発公社からの事業用地再取得費は、府中町土地開発公社が先行取得している向洋駅周辺土地区画整理事業に伴う減価償却用地を府中町が再取得するために、債務保証を行う目的で本補正を行うものです。

期間は平成25年度から換地処分の年度までとし、限度額は当該事業のために府中町土地開発公社が行う用地先行取得に係る経費6億816万3, 000円と、これに伴う借入金利子の合計額としております。

これは事業用地として使用する平成25年度までの債務負担行為とし、再取得を完了する予定でありましたが、事業財源の平準化を図る観点などから、事業完了年度までに延伸とするため、用地の再取得を平成25年度から換地処分の年度までとするものです。

次に、6ページです。

6 ページは債務負担行為の変更としまして、府中中央小学校校舎改築工事は、期間の変更はありませんが、限度額を20億8,591万1,000円から19億8,622万5,000円に、9,968万6,000円減額するものです。これは国の補正予算に伴い、中央小学校校舎改築事業の平成26年度分以降分の工事費等の一部を今年度に前倒しすることにより、減額変更を行うものです。

次に、府中中央小学校校舎改築工事監理委託についても、期間の変更はありませんが、限度額を7,075万3,000円から6,737万2,000円に338万1,000円減額するものです。改築工事と同様の理由により減額変更を行うものです。

7 ページです。

7 ページは債務負担行為の廃止としまして、歳入歳出のところでも説明いたしましたが、自立支援システム修正委託料は、昨年12月議会で補正計上しました期間、平成25年度から26年度、限度額347万4,000円の債務負担行為を廃止するものです。今年度に国庫補助が交付されることとなったため、今回、国庫補助金の歳入補正とともに、歳出では民生費、障害福祉サービス事業に補正計上したため、それに伴い債務負担行為を廃止するものです。

8 ページをお願いいたします。

8 ページは地方債補正です。地方債の変更としまして、歳入の町債のところでも説明いたしましたとおり、府中中央小学校施設耐震化事業について、限度額7,990万円から限度額1億4,680万円に6,690万円の増額をするものです。起債の方法、利率、償還の方法についての変更はありません。

以上が平成25年度府中町一般会計補正予算（第5号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は13ページから16ページまでの歳出からページごとに行います。

まず13ページについて質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、14ページ、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) ないようですから、16ページ、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) ないようでございますので、次に歳入について質疑を行います。

歳入は、11ページから12ページ、一括で行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、次に3ページと4ページの第2表、繰越明許費補正について、質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、次に、5ページから7ページの第3表、債務負担行為補正について、質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、次に8ページの第4表、地方債補正について質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、お諮りします。

日程第6、第1号議案、平成25年度府中町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第6、第1号議案、平成25年度府中町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) ここで少し早いですが、ここで議案審議は終わって昼食休憩に入りたいと思います。議会を始める前に申し上げたとおり、第2委員会室にこのまますぐお集まりをいただきたいと思います。休憩。再開は13時といたします。

(休憩 午前 11 時 25 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第 7、第 2 号議案、平成 25 年度府中町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第 2 号議案 平成 26 年 3 月 7 日提出。

平成 25 年度府中町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度府中町の土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細については、引き続いて企画財政部長が行いますので、よろしくひとつお願いいたします。

以上です。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第 2 号議案、平成 25 年度府中町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

5 ページをお開きください。歳入です。

款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金、土地開発基金利子は、同基金の運用利子の預金利率が想定利率を上回ったため、3 万 9,000 円を増額補正



するものです。

6 ページが歳出です。

款 繰出金、項 基金繰出金、目 土地開発基金繰出金、土地開発基金繰出金事業は、土地開発基金の運用益である利子を基金に積み立てるために繰り出しを行うものですが、運用利子が当初の見込みを上回ったため、3 万 9, 0 0 0 円を増額補正するものです。

以上が、平成 2 5 年度府中町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明です。  
よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し歳入、歳出一括で質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第 7、第 2 号議案、平成 2 5 年度府中町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 7、第 2 号議案、平成 2 5 年度府中町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第 8、第 3 号議案、平成 2 5 年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第 3 号議案 平成 2 6 年 3 月 7 日提出。

平成 2 5 年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 5 年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,918万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、引き続き企画財政部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(中村 勤君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(高石寛智君) 第3号議案、平成25年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

5ページをお開きください。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、職員給与費等繰入金は、歳出補正で必要な一般財源を一般会計から繰り入れるもので、99万8,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、国民健康保険一般事務事業は、Windows XPのサポート終了に伴い、国保事業実績報告書等作成システムの改修が必要となったため、99万8,000円を増額補正するものです。

以上が平成25年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長(中村 勤君) ただいまの説明に対し歳入歳出一括で質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、お諮りします。

日程第8、第3号議案、平成25年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第8、第3号議案、平成25年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第9、第4号議案、平成25年度府中町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第4号議案 平成26年3月7日提出。

平成25年度府中町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成25年度府中町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第123条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

府中町長 和多利義之

詳細については、引き続き企画財政部長が説明をさせていただきます。よろしくひとつお願いいたします。

以上です。

○議長(中村 勤君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(高石寛智君) 第4号議案、平成25年度府中町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を補足して説明いたします。

本補正は、繰越明許費のみの補正となっております。

1ページをごらんください。繰越明許費です。

款 事業費、項 下水道事業費、事業名、公共下水道整備事業は、4,635万円の繰り越しです。石井城地区の流域関連公共下水道25-5築造工事が、転石等が認められたため、人力などによる工法変更を行い、作業効率が落ちたこと、また城ヶ丘地区の関連公共下水道25-12築造工事が入札不調により事業開始が遅れたこと、

及び本町地区の関連公共下水道 25-13 築造工事が、交通誘導員の手配、調整により、不測の日数を要したことから、今年度内に工事が完了しない見込みであるため、繰越明許費とするものです。

以上が平成 25 年度下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

3 番繁政議員。

○3 番（繁政秀子君） けさからいろんなところで、不調につきいいぐあいに成立してないというのを説明があったと思いますが、ここでも城ヶ丘の 25-12 で、これも不調につき明許繰り越しになったという説明でしたが、今どういう状態かと、全般的に言うと、技術者がいなくて働いてもらう人がいない、みんな東北のほうに行ったり、仕事がどんどん、どんどんありますから、こういう仕事になかなか参加する人が少ないんじゃないかと思います。できれば、広島県のほうでは、これは継続で行くんかどうか知りませんが、例えば 1 回取ったら、入札で落としたり、そしたら 3 年とか 5 年とか、長いスパンにして、それで仕事をしてもらうようなことを考えとるというのが新聞に載ってりましたよ。県ではそういう考え方に変わりつつありますので、できれば今の世の中に合ったような入札の考え方に変わっていかないと、不調で、せっかくやろう思うても、やっぱり金額が安い、ちょっとだけだったら、こっちの大きな仕事があれば、そっちのほうへ行こうというようなことになるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのように考えて、これから不調を少なくするために、値段を少しは高くするとか、今言ったように、次の仕事が次にこの仕事を取ったら、ここの仕事がついてくるとか、考え方に変わるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） 3 番繁政議員からの御質問でございます。

議員さん、今おっしゃったように、非常に今建設業界というのは人手不足、また資材の高騰等々で、またそれに伴って東北大震災の件、また将来においては 2020 年度の五輪ということで、非常に関東地方へ人が集中したために、この西の地区においてもそういう人手不足があるということで、人件費が高くなってきているという状況

がございます。そういうことの中から、府中町の入札工事におきましても、最近、特に不調、不落ということで、予定価格と要するに自分の積算した見積もりが合わないということで不調が続いておるという状況でございます。

そういうことの中から、国のほうも単年度でそういう仕事を取るのではなくて、継続して次年度、３年等、継続してそれらが仕事が続けてできないかということも、今、国のほうで検討されて、新聞報道もされておるといことがございます。

特に、維持等、東北のほうで申しますと、そういう常設の機械とか、そういうのを一遍買うときには当然投資で金が要るわけですが、その後２年目からそういう仕事なくなると、そういう投資したものに対して一応支払いができないということがあって、そこら辺がどうかというところで、継続で次も次もということで、その業者に発注したらどうかというような話もございます。

町としてはそういう常設とかそういうのはないんですが、そういう維持とかそういう事業で最初投資したことに対して、次年度もずっと継続して使用できるようなものがあれば、当然その辺もやっぱり頭に入れながら、そういう業者の選定等もしていき、極力仕事がしやすいようなやっぱり方向に持っていくべきではないかというふうに、私個人的な意見であります、そういう思いもしております。

そういうことの中から、極力今後も、また今年度末からまたすぐ来年度に向けての入札等がございすが、その辺も頭に入れながら、一応業者の選定等も委員会にもお諮りしてやっていく必要があるのかなという思いはしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ８番西議員。

○８番（西 友幸君） ちなみに、今年度３月末で下水道の進捗率は幾らぐらいになるか、教えていただければ。

○議長（中村 勤君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（森島正二君） ８番西議員からの御質問でございます。

下水の進捗率でございますが、施政方針にも出てまいりますが、平成２５年度末で人口普及率で８８．２％という一応目標を持っております。水洗化率は約９１％ぐらいは持っておりますが、一応普及率としては８８．２％ということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、討論はございせんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） お諮りします。

日程第9、第4号議案、平成25年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、第4号議案、平成25年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第10、第5号議案、平成25年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第5号議案 平成26年3月7日提出。

平成25年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成25年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,889万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,419万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、企画財政部長がいたします。よろしくひとつお願いいたします。

以上です。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第5号議案、平成25年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

5ページをお開きください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金は、歳出で補正計上している保険給付費の増額に伴う4,166万7,000円の増額補正です。

次に、項 国庫補助金、目 事務費補助金は、歳出で補正計上している総務費介護保険一般事務事業の介護報酬改定に係るシステム改修費用に2分の1の補助を受けるもので、61万3,000円を増額補正するものです。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金は、歳出で補正計上している保険給付費の増額に伴う6,312万1,000円の増額補正です。

次に、款 県支出金、項 県負担金、目 介護給付費負担金についても、歳出で補正計上している保険給付費の増額に伴う2,907万2,000円の増額補正です。

6ページです。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金は、介護給付費の増額に伴う町負担額2,720万8,000円を増額補正するものです。

次に、目 その他一般会計繰入金は、介護報酬改定に係るシステム改修費用のいわゆる国庫補助裏となる61万3,000円を事務費繰入金として増額補正するものです。

次に、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金は、本補正予算で不足する一般財源を介護給付費準備基金から繰り入れるもので、5,659万6,000円を補正計上するものです。

7ページは歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険一般事務事業は、平成26年4月からの消費税増税による介護報酬改定に伴うシステム改修委託料として122万6,000円を増額補正するものです。

8ページは、款 保険給付費、項 介護サービス等諸費です。介護サービス等諸費

は、当初予算を大幅に上回る執行見込みとなるため、目 居宅介護サービス給付費の居宅介護サービス等給付費事業は1億3,385万1,000円、目 施設介護サービス給付費の施設介護サービス等給付費事業は3,729万1,000円、目 居宅介護サービス計画給付費の居宅介護サービス計画給付費事業は、762万2,000円をそれぞれ増額補正するものです。

9ページは、項 介護予防サービス等諸費です。介護予防サービス等諸費も当初予算を大幅に上回る執行見込みとなるため、目 介護予防サービス給付費の介護予防サービス給付費事業は3,239万9,000円、目 介護予防住宅改修費の介護予防住宅改修費事業は348万1,000円、目 介護予防サービス計画給付費の介護予防サービス計画給付費事業は302万円をそれぞれ増額補正するものです。

以上が平成25年度府中町介護保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明です。
よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し歳入歳出一括で質問を受けたいと思うんですが、質問ございますか。質疑を受けたいと思います。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 6ページ、8ページ、9ページですね、これ大幅にちょっと介護保険の補正がふえてますね。これ原因が何だと思われてるんでしょうか。高齢化が進んだとかいろいろあると思うんですが、主な原因は何に起因しとるんか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（中村 勤君） 答弁。

福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（立石佳之君） ただいま西議員さんの御質問ですが、給付費に一番影響を与えます介護認定者数、これが23年度中、これは5.55%の伸びであったんですが、24年度では9.24%と大幅な伸びがあったということで、給付につきましては、23年、24年度の給付費の伸びから平成25年度の保険給付費を算定しておったんですが、この24年度からまた、25年度もちょっと伸びておるんですが、大幅な保険給付に不足を来したというものでございます。

○議長（中村 勤君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なければ、お諮りします。

日程第10、第5号議案、平成25年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議なしと認めます。よって、日程第10、第5号議案、平成25年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村 勤君) 日程第11、第15号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第15号議案 平成26年3月7日提出。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、私立保育園の建てかえに伴う仮園舎用地として、日焼山広場の全面を使用させるに当たり、同広場に関し一定の期間において公園機能を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳しくは生活環境部長がさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(中村 勤君) 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長(木谷賢二君) 第15号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

15号議案参考資料をお開きください。

改正事項ですが、日焼山広場を私立保育園の建てかえに伴う仮園舎用地として、条例の一部改正の施行日から使用期間である平成27年4月30日までの間に限り、

なお、平成 27 年 5 月 1 日以降はこれまでどおり地域の公園として管理するものとなります。

裏面をごらんください。日焼山広場は、府中浜田四丁目6番16号に位置し、面積が1,759.57平方メートルでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑ございますか。

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第１１、第１５号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第１１、第１５号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議長（中村 勤君） 日程第１２、第１８号議案、府中町社会教育委員条例の一部改正についてを議題に供します。

町長。

府中町社会教育委員条例の一部改正について。

府中町社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２５年法律第４４号）第１５条（社会教育法の一部改正）の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は教育部長がさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） 第１８号議案、府中町社会教育委員条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

では、第１８号議案参考資料のほうをお開きください。

まず改正の趣旨でございます。地方公共団体に対します義務づけ、枠づけといったことにつきましては、地方分権改革推進委員の勧告を受けて、対象となる条項について、順次見直しが実施されているところでございますが、このたび地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これは第３次一括法になりますけれども、法律が平成２５年６月１４日に公布されたことによりまして、社会教育法の一部が改正され、平成２６年４月１日より施行されることになりました。これに伴いまして、府中町社会教育委員条例の一部改正するものでございます。

次に、主な改正事項の概要でございますけれども、社会教育委員の委嘱につきましては、従来社会教育法第１５条で学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとの規定により定められておりましたけれども、このたびの改正によりまして、市町村の条例に規定することとなったものでございます。

また、改正に当たっては、社会教育法第１８条の後段の規定では、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令の定める基準を参酌するものとするとうたっており、条例改正の基準に当たっては省令の参酌どおりとするものでございます。

この社会教育委員の職務といたしましては、一つとして、社会教育に関する諸計画を立案すること、２つ目として、定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること、３つ目として、職務を行うために必要な調査研究を行うこととされております。

教育委員会では、これまでも学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱をすることとするという、文部科学省令で定めている基準どおり、学校教育の関係者として学校長などから2名、婦人会、女性会、老人クラブ連合会、北部、南部町内会連合会、体育協会、文化協会などの社会教育の関係者から8名、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、家庭教育コーディネーターの親プロなどから2名、そして学識経験としまして教育学の大学准教授、及び町議会のほうから3名の委員、合計10名の方々によりまして社会教育委員として職務を遂行していただいているところでございます。

これまでも委員には幅広く各分野から御推薦いただきました社会教育委員等に造詣の深い方々で構成されており、府中町の社会教育に関する御意見並びに御提言を大所高所からいただいているところでございます。

したがいまして、府中町社会教育委員条例の一部改正につきましては、文部科学省令の参酌どおりとするものでございます。

施行期日は平成26年4月1日といたしております。

なお、現委員につきましては、任期満了のとおり、従前のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」の声あり）

○議長（中村 勤君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村 勤君） なければ、お諮りします。

日程第12、第18号議案、府中町社会教育委員条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。よって、日程第12、第18号議案、府中町社会教育委員条例の一部改正については、原案のとおり可決決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第１３、第２０号議案、教育委員会委員任命の同意についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第２０号議案 平成２６年３月７日提出。

教育委員会委員任命の同意について。

府中町教育委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条の規定により議会の同意を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、教育委員会委員１名の任期が平成２６年３月３１日をもって満了となるため、新たに教育委員会委員を任命することについて、同意を求めるものでございます。

任命をする方については、住所が、広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム三丁目３番５号、氏名が坂田眞澄さんでございます。

若干補足をいたしておきますと、坂田氏は、昭和２８年生まれの現在満６０歳の男性の方でございます。現在は、安芸郡坂町立小屋浦小学校の校長をされております。同氏は、大学卒業後、昭和５２年千葉県公立学校教諭に採用され、昭和５５年から府中町内の小学校を含め、県内市町立の小学校に教諭、教頭、校長として勤務され、本年３月末に定年退職を迎えられることになっております。今年度は安芸郡公立学校長連合会会長、安芸郡小学校校長会会長も務められており、幅広い見識とともに、卓越した教育実践がもとより、誠実、温厚な人柄は教職員を初め地域など各方面からも厚い信頼を得ておられる方とお聞きをいたしております。

このたび、平成２６年３月３１日をもって任期満了を迎えられます藤原凡人委員の後任の教育委員会委員として任命させていただくため、議会の同意をいただきたいと、こういうことでございます。

新委員の任期は、平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの４年間でございます。

以上でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件につきましては、人事案件でもありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することと決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第１３、第２０号議案、教育委員会委員任命の同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第１４、第２１号議案、監査委員選任の同意についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第２１号議案 平成２６年３月７日提出。

監査委員選任の同意について。

府中町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、代表監査委員の任期が平成２６年３月３１日をもって満了となるため、監査委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

続いての選任者でございますが、住所は広島県安芸郡府中町浜田本町５番１９号、氏名が竹中敏幸さん、現職の方でございます。

若干経歴を申し上げておきたいんですが、現在、代表監査委員としてお務めをいただいている竹中敏幸氏の任期が、平成２６年３月３１日をもって満了となることに当たり、引き続き代表監査委員として選任させていただきたく議会の同意をお願いするものでございます。

竹中氏は、昭和２０年生まれの現在満６９歳の男性でございます。同氏は、昭和４０年に広島市消防局消防吏員に採用され、安佐南消防、中消防署の署長を歴任された後、平成１１年に海田地区消防組合消防本部消防長に就任をされております。また、平成１７年３月に広島市消防局次長で定年退職された後も、広島市平和文化センター常務理事、広島市都市整備公社常務理事を歴任されるなど、豊かな行政経験をお持ち

平成22年4月1日からは、当町の代表監査委員として財務、経営などの行政運営に関し、監査業務を的確に行っていただいております、引き続き2期目をお願いしたいと考えているところでございます。

補足説明はございませんので、よろしく重ねてお願いをしておきたいと、よろしくお願いいたします。

本件につきましても人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することと決したいと思います。御異議ございませんか。

よって、日程第１４、第２１号議案、監査委員選任の同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○町長（和多利義之君） 平成26年度施政方針。

さて、世界経済はインド、中国等の新興国が堅調に推移している中、米国のリーマンショックが癒えているとともに、ユーロ圏も欧州中央銀行の強力な介入で債務危機も鎮静化をしてきており、ともに経済が緩やかに浮揚してきています。一方、シリア、エジプトなどの政情不安がいかに経済への影響を及ぼすのか、心配なところでござい

ます。いずれにしても、これからの生活経済は米、欧を牽引役として回復基調が加速していくものと予想されています。

国内においては、一昨年誕生した新政権がデフレ脱却策としてアベノミクスという金融政策、財政政策、成長戦略の3本の矢を放ったことで、為替レート安と株価の上昇を招き、社会の動きが大きくなっています。しかし、政策効果の持続性が心配されておりますが、国としてもさらなる改革や財政出動等を施すとしているところで、これからは国のみならず、地方、企業、国民の一体となって協調していくことが大切だと思います。

また、今日の景気動向に追い風のごとく、昨年の秋、2020年のオリンピックが東京で開催されることに決定しました。この需要や米、欧の経済の回復基調が重なり、経済環境は近年にない条件が出揃ってきました。今こそ課題先進国としての汚名を返上し、安全で安心して暮らせる21世紀の展開を期待したいところです。

平成26年度の国政の動きとしては、税の抜本改革の一環で、国、地方を合わせた消費税率が3%増率されることが決まっています。国民にとっては為替レート安で輸入品が値上がりする上、3%を増率されると消費が減退し、景気の後退を招くのではないかという懸念があります。

消費税の増税分は原則社会保障の充実、安定化に活用することになっておりますが、そうすると、当面は一般財源がかなり浮くこととなります。この浮いた財源を災害対策を初め、税の抜本改革として、二重課税の解消や諸外国と比べて高いと言われる企業税制の見直し、及び景気雇用対策を講じるなど、百年の大計に立った社会改革を施したとすると、心配を大きく払拭していくのではと考えられます。

今の景気が持続すれば、二、三年先にはかなり好影響も期待できますので、町としても国の方針に沿って財政の健全性を確保しつつ、最善を尽くしていきたいと考えております。

このような中、国が景気や災害対策で公共事業の優遇策を施しますので、今取り組みれば、大きな住民のメリットがあるということと、町としても国の施策に沿ってデフレ脱却の一翼を担う責任もあります。そのためには、直面する財政課題をいかに解消するかということで、国の消費税3%増率に重なり、苦渋の選択ですが、平成26年度から都市計画税を0.1%増率し、0.2%にさせていただいたところがございます。

